

告 示

埼玉県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称					所在地					サービスの種類					廃止年月日				
所沢整形外科					所沢市宮本町一 一五―六					訪問看護					平成三十一年三月 三十一日				
					訪問看護					居宅療養管理指導					介護予防訪問看護				
					訪問リハビリテー ション					介護予防訪問リハ ビリテーション					介護予防居宅療養 管理指導				

えん デイサービスおう	星の子 まなびや 草加校	あおい薬局狭山ヶ 丘店	あおい調剤薬局 志木店	ユタカ歯科
二狭 九山市上赤坂六 一七	四草 七加市新栄町二 一六二六	一所 六沢市狭山ヶ 二丘 一〇	志木市本町五 一五 一八 山三 ビル二F	所沢市東狭山ヶ 丘一 一 二 一 二
介 護予 防通 所介 護	通 所介 護	介 護予 防居 宅療 養 管理 指導	居 宅療 養管 理指 導	介 護予 防居 宅療 養 管理 指導
七平 日成二 二十六 年五 月	三平 十一 日成三 十一年 三月	三平 十日成二 十四年 九月	三平 十一 日成三 十一年 三月	二平 十五 日成三 十一年 四月